

## 令和6年3月定例教育委員会

開催日時 令和6年3月16日（土）午前9時～午前11時20分

開催場所 教育委員室（鳥取県庁第2庁舎5階）

### 1 開 会

#### ○足羽教育長

おはようございます。ただいまから令和6年3月定例教育委員会を開催いたします。本年度最後の定例の教育委員会となりました。委員の皆様方には本当に1年間、大変お世話になりました。ありがとうございます。今日たくさんの議案と報告がありますが、よろしくお願ひいたします。

では、教育総務課長から日程説明をお願いします。

#### ○谷口教育総務課長

本日は議案14件、報告事項17件の合計31件となります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○足羽教育長

今日は時間の関係で、たくさんの議案と報告ですが、午前中12時を目途に駆け足でいきたいと思ひます。ポイントをしばって審議をしっかりといただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

### 2 一般報告（足羽教育長）

では、まず私から一般報告ですが、資料をご覧いただければと思ひますので、細かい説明は今回省略させていただきます。

2月の県議会が今最中で、昨日ようやく一般質問が終了しました。高校の在り方、社会教育主事の育成とか、青谷上寺地遺跡の活用だとか、あるいはバカロレア教育、そしてインクルーシブ教育等について、ご質問いただいたところでございます。また、新年度の事業にいろいろと生かしていきたいと思ひます。

それから書いておりませんが、3月の5日・6日が高校入試で、昨日がちょうど合格発表でございました。倍率は低かったものの、それぞれ中学生が新しい生活を夢見て、合格発表で喜びの声が聞かれたところでございます。

最後3月14日、米国バーモント州委託先訪問とありますが、これはバーモント州との姉妹提携を県が結び、その生徒派遣を含めた事業で向こうで大変お世話になっているドクターの方が、高校生等の交流も含めてということで私のところを訪問いただきました。12月には、鳥取西高にこのドクターが来られて、生徒たちに海外での生活・学び、それから海外のドクターとしての位置、そういったことを話をして講演をいただいたところであり、今後さらに高校生との交流ができればということで、提言をいただいたところでございます。

では一般報告は以上とさせていただきます。

### 3 議事

#### ○足羽教育長

続いて議事に入らせていただきます。本日の議事録署名委員は中島委員と森委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、林次長から議案の概要説明をお願いします。

#### ○林次長

では議案の概要説明をさせていただきます。まず議案第1号から議案第4号につきましては、今年度末の人事異動に際して、課長級以上の任用についてお図りするものでございます。

議案第5号は、公立学校の教職員の非違行為がございましたので、その対応をお図りするものでございます。

議案第6号、令和6年度鳥取県教科用図書選定審議会委員につきましては、令和7年度からの中学校の教科用図書の選定審議する委員の任命を図るものでございます。

議案第7号、鳥取県教育振興基本計画につきましては、令和6年度からの新たな教育振興基本計画の改定を行おうとするものでございます。

議案第8号、第9号につきましては令和6年度の組織改正等、規則また事務処理権限規定の改正ということで、今回の新年度に向けた組織改正等に伴う管理規則を改正しようとするものでございます。

議案第10号、教育委員会事務局職員任免発令の件につきましては、地方公務員の定年の引き上げに伴いまして、発令の内容を一部改正しようとするものでございます。

議案第11号、鳥取県公立学校の校長、教員及び教職員としての資質の向上に関する指標の一部改定につきましては、公立学校教職員の求める教師像を改定したことに伴いまして、それぞれの職種における指標を改定しようとするものでございます。

議案第12号、県立学校管理規則等の一部改正につきましては、学期間休業の設定につきまして、各学校によって自由度を拡大できるように改定をしたいと思っているものでございます。

議案第13号、「鳥取県学校教育DX推進計画」の策定につきましては、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づきまして、DXの推進計画を新たなものを作成するものでございます。

最後、議案第14号につきましては、令和新時代の県立高等学校の在り方に関する基本方針ということで、令和8年度から17年度までの県立高校の在り方につきまして、その基本方針について定めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

#### ○足羽教育長

では、1号から6号まで及び報告のアからウまで関連するものが人事に関するものでございます。非公開で行うこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(同意の声。)  
では、報告のア、イ、ウもちょっとご準備願いながら、お願いしたいと思います。

- 【議案第1号】 教育委員会事務局人事（課長級以上）について（非公開）
- 【報告事項ア】 教育委員会事務局人事について（非公開）
- 【議案第2号】 市町村（学校組合）立学校長人事について（非公開）
- 【報告事項イ】 市町村（学校組合）立学校教職員人事について（非公開）
- 【議案第3号】 県立学校長人事（非公開）
- 【議案第4号】 県立学校事務長（課長相当職）人事について（非公開）
- 【議案第5号】 公立学校教職員の懲戒処分について（非公開）
- 【議案第6号】 令和6年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開）

【議案第7号】 教育振興基本計画について

○足羽教育長

では、続きまして議案第7号からは公開となりますので、ご審議のほど、よろしくお願  
いしたいと思います。時間が押しておりますので、ポイントだけでいきましょう。

○松尾参事

では、議案7号、教育振興基本計画についてでございます。昨年の4月以降1年間にわ  
たりまして、ご意見等頂戴いたしました。ありがとうございます。前回2月以降、目標  
値の修正でございますとか、文言修正、また前回鱸委員のご意見いただきました点を加え  
まして、最終案を出させていただきますので、ご審議をいただきたいと思っております。改正の  
主なポイントにつきまして、計画のご意見をいただいたところに、線を引っ張っていただ  
いておりますので、そちらに基づいて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改訂に際しましては、現行第三期計画を踏襲する形で昨年の6月に閣議決定され  
ました国の教育振興基本計画、また7月に大きな改訂がありました鳥取県の教育に関する  
大綱等を参酌しながら、改訂作業を進めて参りました。まずは基本理念につきましては、  
国の基本計画のコンセプトの一つでございます、日本社会に根差したウェルビーイングの  
向上、概念でございます、幸せという文言を入れさせていただきまして、自立して心豊か  
に幸せな未来を創造するふるさとととりの人づくりという形で書かせていただいでいま  
す。また、その下四つの力につきましては、普遍的なものとして、現行計画そのまま踏襲  
しています。現在の県の教育施策の基軸として、ふるさとキャリア教育に取り組んでいる  
ところですけど、このふるさとキャリア教育を計画の中でも明確に位置付けたいとい  
うことで、ふるさとキャリア教育のめざす人間像ということで整理をさせていただいて、そ  
の下にございますような各種施策に取り組んでいくことにしています。その下6つの目標  
と25の施策と充実につきましては、現行計画では3つの目標と25の施策と書いてござ  
います。

3のところでございます。多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造を

新たな目標・具体の施策として掲げさせていただいております。

発達障がい等、特別な支援が必要な子どもたちの増加、また、いじめ・不登校等の増加、また、子どもの貧困でありますとかヤングケアラーなどの問題、また、義務教育等が終えられていない、また義務教育を十分に受けられないまま卒業された方、また、外国にルーツを持つ方等、様々な教育ニーズがございますけれども、それにしっかりと対応していくということで、目標として掲げさせていただいております。

また、施策について三つ追加させていただいております。2の(8)のところで、国の教育振興基本計画の中で、五つの今後の教育施策に関する基本方針がございます。その一つとして教育DXが掲げられておりまして、この度の県の計画のほうでも、それを掲げて施策に取り組んで参りたいと考えています。また、すぐその隣の3(13)、この4月に開校いたしました県立夜間中学における学びの展開というのも追加しております。また、中学校の部活動の地域移行ということで、これに対応するため5の(21)「子どもたちのスポーツ・文化・芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実ということで、三つの施策も追加した形で、改定をしています。

追加した項目だけ説明しますと、63頁です。施策5の(18)、健やかな体とか学業の推進のところがございます。この施策項目①の学校体育の充実ですが、ここはこれまで三つのポツがございました。前回鱸委員のほうから、一つ目のポツと二つ目のポツが内容がかぶっているのではないかとのご指摘をいただきました。今回、そこの辺りを修正させていただいております。

またちょっとお戻りいただきまして、52頁の施策3の(13)、夜間中学における自分らしい学びの展開のところがございます。この目指すところの二つ目に、県立まなびの森学園のコンセプトの目指す学校の姿でございましたので、こちらのほうを追記させていただいております。また、そこからお戻りいただきまして、38頁の施策2(9)社会の変革に対応できる教育の推進というところがございます。この施策項目の②のところ、社会の構成者としての必要なこととして主権者教育について具体の記述がこれまでなかったもので、主権者教育について追加をさせていただいております。私のほうからの説明は以上でございます。

#### ○足羽教育長

ほぼ1年かけて、振興基本計画の理念からずっと、段階的に審議をいただきました。ようやく整理ができました。いかがでしょうか。

#### ○中島委員

内容的には異論ありません。これは6年度から10年度で、新しい課題とかが出てきたときには、それはそれで。

#### ○林次長

アクションプランなり、場合によっては途中改定・一部改定は可能ですので、対応はできます。

○足羽教育長

よろしいでしょうか。総合教育会議でもありました。こんな大綱もそうです。「振興基本計画、こんな考え方で進んでいるということが、PTAに届いてないが」というご意見をいただいたので、いかにしてこれらを届けていくのかという一つ大きな課題も含みながら、理解が広まるような形で進めたいと思います。

○中島委員

校種に合わせての情報の出し方がいいですよ。全体は網羅的でなくてもいいと思うので。

○足羽教育長

わかりました。では、議案第7号、議決とさせていただきます。ありがとうございました。

**【議案第8号】** 令和6年4月の組織改正等に伴う

○足羽教育長

では続きまして、議案第8号に移ります。

○谷口教育総務課長

議案第8号、令和6年4月の組織改正等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則についての議決を求めるものでございます。規則の制定理由につきましては、教育行政の適切かつ円滑に執行するため、所掌事務等の改正を行うもので、一つは県立美術館の知事部局移管に伴います関係の規則の整備、二つ目は役職定年制の導入に伴う職名の追加でございます。全体的には美術館整備局あるいはその次長などの職制に伴う主な改正がおおまかなところになります。二つ目は細かいことになりますが、教育総務課のほうの一つ追加になっていて、教育分野における若者が県内への定住促進のための戦略に対応するために、教育委員会でもこの分野においても対応するために総括的なものを担うことについて分掌事務に加えています。

それから4頁の第2条に職務設置のところ、主幹、副主幹が追加になります。これは役職定年の関係で、60代を越えた管理職の方、あるいは60歳を越えても課長補佐の方については、一率に主幹という名称に全庁的に使用することになりましたので、主幹というものになります。また、係長の異動等で60歳を越えた方については、副主幹という名称に変えて現職の方と60歳以上の方とを名称を変えるというのが県庁の方向性でございますので、この度、関係する職の設置に係る部門についてはこのように変更します。以上でございます。

○足羽教育長

いかがでしょうか。では議案第8号は議決とさせていただきます。

【議案第 9 号】 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして 9 号をお願いします。

○谷口教育総務課長

議案第 9 号、鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について議決を求めるものでございます。1 点の訂正です。1 の規則の改正理由でございますが、正しくは訓令の改正理由でございます。申し訳ございません。これは、組織改正に伴うものでございます。

改正概要は、県立美術館の知事部局移管に伴い、美術館整備局に関する記載を整備するものでございます。加えて、5 ページの小中学校課の部分ですが、免許法の改正の方が漏れておりまして、条ずれもあわせて修正しております。

○足羽教育長

9 号の組織改正に伴う訓令の整備ということでございますが、いかがでしょうか。では議案第 9 号も議決とさせていただきます。

【議案第 10 号】 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

○足羽教育長

では、10 号をお願いします。

○谷口教育総務課長

議案第 10 号、教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、議決を求めるものでございます。訓令の改正理由でございますが、定年年齢の改正に伴う所要の改正でございます。任命発令規定でございますけれども、別表第 1 の 4 1 の 2 と 4 1 の 3 というのを、こちらを挿入させていただきたいというものでございます。これは実は、管理職の役職定年制の例外といたしまして、その方々を延長する規定があるんですけども、この規定について漏れがございまして、知事部局のほうも訂正しております。私どものほうも修正させていただいて、実際にはこの 4 月以降から役職定年制が始まりますので、こちらのほうも今回議決をいただければ、支障はないということになります。異動の期間と申しますのは、60 歳の年度中の誕生日から 4 月 1 日までの期間を異動期間というんですけども、これを役職定年の特例として異動期間を延長という発令をするのが 4 1 の部分で、4 1 の 3 というのはその理由がなくなった時に延長してきたものを繰り上げた上で役職はとどめるというもので、これが 4 1 の 3 でございます。よろしくをお願いします。

○足羽教育長

これも定年延長に伴う規定の整備ですので、よろしいでしょうか。では 10 号も議決とさせていただきます。

【議案第11号】 鳥取県公立学校の校長、教員及び教職員としての資質の向上に関する指標の一部改定について

○足羽教育長

続きまして11号です。説明を簡潔にお願いします。

○亀井教育人材開発課教育人材開発主査

議案第11号、鳥取県公立学校の校長、教員及び教職員としての資質の向上に関する指標の一部改定について、議決を求めます。1頁をお願いします。こちらにつきましては、昨年12月末に「鳥取県公立学校教員として求める教師像」の改定を行ったところです。求める教師像の改定につきましては、10月委員協議会の中でご意見を頂戴し、文言修正なしで、ただ、そもそも一社会人としてということで、「より良い社会の実現に向け」といったところを一番にとり、決定したところでございます。この求める教師像につきましては、各校長・教諭等々の資質に関する指針の中にあるものでございますので、求める教師像を改定したというところから、それらの改定というところで、お願いしたいと思っております。

別紙1については、こちらは校長としての指標でございます。今回改訂する内容は、素養についてでございます。これまでは大きく5項目ありましたが、6項目として、使命感・責任感・倫理観につきましては、議案のほうで取り上げていただきましたが、懲戒処分等が非常に多いというところから、教育公務員としての倫理感、法令遵守の精神を有する、これにつきましては校長に限らず、教諭・栄養教諭・養護教諭等々に重要ということで、素養につきましては5項目から6項目に広げるということで考えたところでございます。素養につきましては、新たな求める教師像に合わせて一部改正したところでございますし、また、キーワードに当たる部分については、令和4年8月に文科省が出しました「教師の資質向上に関する指針」に付いているキーワードを参照しながら決定したところでございます。

別紙2をお願いします。こちらは教諭等ということですが、求める教師像に合わせる形プラス使命感・責任感・倫理感、それが加わったものでございます。別紙3、別紙4につきましては、養護教諭、栄養教諭でございますが、別紙3と別紙4につきましては、青字で記載しているところがございます。そちらにつきましては、養護教諭と栄養教諭は専門性ということがございますので、その仕事の専門性を発揮していただきたいところについて、青字にしているところでございます。ですから今回の改訂の素養につきましては、専門的知識・技能、指導力・構想力の中に、保健教育、保健管理に関すること、そして別紙4になりますけれども、栄養教諭につきましては、食に関するということで、食の専門性を発揮していただくといったところを規定をしているところでございます。よろしくお願いします。

○足羽教育長

これも求める教師像の変更、12月に改定をいたしましたものをベースに、これも法令で定められている指標のほうにきちんと落とし込むという整合を取るという形での改正で

ございます。いかがでしょうか。これも研修ごとに、あなたがどういう段階にあるのか、先生方への目指すべき資質・能力の育成に向けて適切に使っていくことが大事かなと思っておりますので、ことあるごとに研修の度に校長、教諭、養護教諭等へ落とし込んでいきたいというふうに思います。

#### ○鱸委員

ちょっと1点ですけど、別紙2の3頁ですけど、教諭のところですけども、下から二つ目の「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」というところの充実期と向上期の間の具体的な内容が書かれているんですけども、ここの違いをもう一度説明をしていただけませんか。向上期と充実期の内容が、内容的にどう違うのかなというのが、組織体制はわかるんですけども、ちょっと説明を聞きたいなと思って。

#### ○亀井主査

令和4年8月の文科省から出されました大臣指針に添った形としております。おっしゃるように、特別支援を必要としている子どもたちへの対応に関するものにつきましては、正直ここは大きな違いはないということですが、ここで違いがないといいますのは、支援を必要とする子どもの対応につきましては、学校の中で支援会議等行っているところでもありますけれども、これについては教員の経験年数に基づいているということではなくて、個別の支援計画をつくることですか、個別の指導計画作成するといったことの行為につきましては、年数によって変化はないということで、これについては特段の違いはないと。

#### ○鱸委員

いや、ぼくの言いたいのは。

#### ○足羽教育長

向上期と充実期との違いはというところですね。

#### ○鱸委員

そうです。だからそれぞれの障がい児を教育していく上において、それぞれの経験年数によって、視点が変わらないといけないと思うんですよね。重きを置く点、それぞれの役割に対して、その辺の区別がはっきりしないので、それをお聞きしたんですが。

#### ○長谷川教育次長

その辺りにつきましては、個人個人の専門性を高めていくということはあるんですが、充実期に入りまして、10年目以降、自分の専門性で自分で子どもを見るだけではなくて、学校全体をうまくマネジメントしていきながら、特別な支援が必要な子どもたちへのアプローチをどうしたらいいんだろうかということについて、若手の先生へアドバイスをしたり、そういった部分での力を求めたいということ、特別支援だけでなく、もう10年過ぎたら中核を担ってくださいよというふうなメッセージ性が込められているというところでして、先ほど言われた専門性をさらに深めていくという個人としてというそこは、現実的



にはちょっとできてないという部分はあるんです。

○鱸委員

なぜお聞きしたかという、特別支援教育の中で一番大事なのは、やっぱり本人の知識、スキルの充実というところだと思うんです。親御さんの立場からしても、ずっと一緒じゃなくて、1日のうちで自立する期間を設けてほしいというのがあって、その場合にその子の生活全体を見た方向性の中で、その子たちの生活の場の中での自立ということを考えるのが非常に重要なことなので、それについてもう少し役割分担があってもいいし、もっと実力を伸ばしてほしいなということもあってお聞きしました。それほど特別支援教育は難しいことなので、やっぱり経験年数によって、組織的に上になればなるほど、広い視野の中で指導していったり、校長に意見具申したりするところの文言がもう少し入ったらいいなと思って読ませていただきました。それは私の私見です。

○足羽教育長

ここでの改定というわけにはいきませんが、今のご意見も踏まえて、また改定について検討していくということでよろしいでしょうか。

○中島委員

鱸委員は、いつも自立ということを折に触れておっしゃって、たしかにそういうワードというのはどこかのところで、最終的に自立ということになっていくんだということですね。それで、さっきの先生方のいろんな見立てのコンフリクトとかも最終的に自立ということに向けて、何が一番いいんだよという視点が入ってくることで、もしかしたら意見がまとまる場所も出てくるかもしれないということなのかなと思ってお聞きしました。

○鱸委員

そういうことです。ですから、個別の教育支援計画とか、個別の指導計画というのは、障がいの中のあるごく一部の方の計画であって、それに該当しない障がいの子もたくさんおられるので、そういうことを並べて話されると、全体的な先生方のキャリアアップに対する目標がちょっと偏ってしまうんじゃないかと思ったりして、それでここももうちょっと考え直されたらどうですかということです。

○中島委員

あと1点だけ、指標というからには、これって評価とも連動しているのかな。

○長谷川次長

評価とは関連付けない。切り離して。

○中島委員

じゃあなんのための指標なんですか。

○長谷川次長

ですから実質的にはこういうものを見ながら、校長先生方、アドバイスをされたり、こうしてほしいという思いを伝えられた上で、1年間経ったときにどうであったかという評価ということは出てくると思いますが、評価が在りきということじゃいけないよというようなことで、第1項がある。

○中島委員

なるほど、だからそこでいっている評価というのは、上から目線の一方的な評価ということではなくて、双方で年度の終りとかで話して「これどうでした、これどうでした」とかということの中で、課題とか伸ばせたこととかということによって成長の糧にするための指標として生かすというふうにはしていきたいとこですよ。

○長尾課長

すみません。今のご質問ですけれども、そもそもこれは教特法で任命権者（教育委員会）が、これに基づいて職責や経験に応じて研修計画を作成する、これは元になるものです。これに基づいて、職責や経験に応じて研修センターのほうで研修しておりますので、予め説明した上で研修に入っております。

○足羽教育長

では、議案11号も議決とさせていただきます。

【議案第12号】 鳥取県立学校管理規則等の一部改正について

○足羽教育長

では、議案第12号をお願いします。

○長尾教育人材開発課長

では、議案第12号をお願いします。鳥取県立学校管理規則等の一部改正についてでございます。めくっていただきまして1頁でございますけれども、改定の理由でございますけれども、二つございまして、一つ目は2学期制の学校に関係しますけれども、年度によって曜日の制約を受けることになって、教育活動を適切に実施をしていきたいというようなこと、合わせまして休業日の分散化ということも国も求めております。そういったことが実現できるような改正でございます。二つ目は、既に役職定年が始まっていますが実は管理職手当を受ける者として、県立学校のほうには倉吉農業高等学校に舎監長という職がございます。もう一つ、特別支援学校のほうには部主事がございます。これは二つとも管理職手当を設けておりますが、ただこれはあくまで服務監督権者として、その仕事を命じるという命職という形のものになります。従いまして、命職という方は60歳を越えた人はしないという定年引き上げの趣旨に準じた扱いをするという件でございます。

具体的には2頁をご覧くださいますと、まず一つ目の学則と休業との関係でございますけれども、改正前をご覧くださいますと、現状の管理規則では、2学制につきましては、学期というものを第1学期は4月1日から9月30日まで、第2学期は10月1日から翌年3月31日というふうに、必ずその期日で規定をしています。そうしますとカレンダーの関係で、その間に学期間の休業日を設けたいときに、うまく必要な日数の休業日を設けにくいという学校経営上の困難性が一部生じておりました、そこを勘案しまして、学校の校長の権限で、そこを自由にできるように金曜日を起点としまして、従って、第1学期の終りを9月24日から10月7日までの間で校長が定める日とするとともに、第2学期は、第1学期の終りの日の翌日から翌年3月31日までとする。そうしますと曜日に関係なく、間に金・土・日という形で、休業日を取れるようになる。学校の自由度を上げ、適切な教育活動として、学期間に休業日の自由度が増えまして、休業日の分散化が図れるようにしました。

二つ目ですけれども、職員の定年制に関する条例の一部改正により、旧定年年齢以後、管理職手当の支給対象者は原則として、役職定年制の対象となり、職を降任することとなりますが、本規則の規定により任命されることにより管理職種等の支給対象者となる特別支援学校の部主事及び舎監長については、身分上は非管理職員であることから、役職定年制の適用除外とされることとなるため、役職定年制の導入趣旨を鑑み、部主事または舎監長の命職対象を前年度末時点で60歳未満の教諭または主幹教諭に限ることと改めるものです。管理職手当をもらえる者は、60歳までとする。そういう扱いになるようにします。

なお、学期の整理及び休業日の扱いについては、それぞれの学則にも規定されています。従って3頁は高等学校の学則、4頁は特別支援学校の学則、5頁は新たに開校しました県立中学校の学則をそれぞれ改正するものでございます。よろしくお願ひします。

#### ○足羽教育長

大きく2点の改正でございました。学校運営がよりしやすくなるようにということで、曜日に流されずということや、役職定年に伴うものの改正でございますが、いかがでしょうか。(同意の声。)では、議案第12号も議決とさせていただきます。

【議案第13号】 「鳥取県学校教育DX推進計画」の策定について

【報告事項】 「とっとり教育ポータルサイト」の開設

#### ○足羽教育長

では続いて議案第13号ですが、DX推進計画の策定についての議案と、その議決を報告のオにつきましても、一緒に、教育センターが来ていますので、ここは合わせて。まずは、議案13号からお願いします。

#### ○横山教育センター所長

教育センターでございます。本年度委員協議会で議論を重ねていただきまして、年末からはパブリックコメントも実施しました。この度最終案をまとめましたので、ご審議をよろしくお願ひいたします。最終案では、先月の委員協議で鱸委員さんからご意見をいただ

きました。子どもたちの眼の健康に留意することを追加してくれということで、これを入れさせていただきます。具体的は別冊の4頁、ICTを活用した授業等が展開される中で、眼の健康に十分配慮し、ということ。それから、その下の具体的な取組、ICT教育で、子どもたちの健康面について研修会等を通じて各学校に啓発するということを入れております。

それから、14頁辺りの指標も現状値を最新のものに入れ換えております。子どもたちがこれから、新しい学びをやっていけるようなデジタル化にしていきたいと考えております。以上でございます。

○足羽教育長

これも1年かけて、段階的に教育DX推進計画を検討いただきました。先程あった振興基本計画の新たな項目にも追加しながら、今後のDX推進に向けてということで、精力的にご議論いただいたところです。なにか大きな変更があったときには必要な改正や追加なんかは、柔軟にしていくという考え方で。

○横山所長

はい。

○足羽教育長

これずっと言い続けてきたICTという言葉が、1年後にGIGA、その次の年がDX、3年程でがんがん進化したというのか、変更になってきましたが、この別紙に付けた「なんのために、誰のために」という1頁のポンチ絵のこれを徹底して、落とし込んでいく。ここが大事ななと思ってますので、これも振興基本計画同様にきちんと現場に落とし込んで、子どもたちの学びの変化に、あるいは深まりに繋がるようにぜひ取組を深めていきたいというふうに、センターDX推進課長頑張っています。では、議案第13号も議決とさせていただきます。よろしいでしょうか。(同意の声。)

では、報告のオを合わせてお願いします。

○横山所長

報告オでございます。「とっとり教育ポータルサイト」の開設でございます。これは新しいサイトを作成しました。この新しいサイトでは、教育に関する情報が一元的に配信できるということで、ワンストップで、いろんな情報を提供できるというものでございます。ここにアクセスすることで、子どもたちが様々な情報を迷わずアクセスできるようになります。それから先生方もここにいくと、いろんな教育情報を見られるサイトにしております。ふるさとととりの企業とか、観光・文化情報、こういったものも、すぐ見れるようにしておりますので、ふるさとキャリア教育の授業をしたり、こういった時にも利用できるサイトにしたいなあと作成しました。

主な内容ですけれども、大きく子ども用と教員用がございます。授業支援サイト、とっとり学びサイトとなっております。授業支援サイトは教員向け、とっとり学びサイトは子ども向けということで、簡単に切り換えできるようになっています。この中で日々の授業

づくりに役立つものであるとか、子どもたちの学習に役立つものを載せております。それから鳥取の企業とか、観光・文化情報の検索もできるようにしておりますし、バリアフリー美術館とか、障がい者アートとか、県の施策にもリンクできるような、そんなサイトがございます。学校図書館とか、いろんな小中高校の学校ホームページからの写真の情報が自動的にアップされるような仕掛けをしております。子どもたちへのクイズなども載せております。これをまず使うことで、学びがより深まるようなものにしていきたい。これはデジタル田園都市国家構想の事業でございまして、データ連携基盤という新しい仕組みを使っております。簡単にいうと、いろんな情報をハブ的に繋いで、そこで交通整理をしたり集約したりできるようなものがございますので、これから市町村なんかともどんどん連携して行って、情報の集約、それから交通整理もできるかなと思っております。引き続き充実に努めていきたいと思っております。お手元の資料のQRコードで見たいかと思っておりますので、お時間があるときに、見ていただけたらなあと思います。以上でございます。

○鱸委員

これ今日やってみたんです。IDとかパスワードが必要な項目はありますか。

○横山所長

あります。下のほうに下がっていくと、例えば教員の授業の教材を見るとか、そういったところはIDとパスワードがいるところがありますが、表のみんなが入れるところは大丈夫です。

○鱸委員

それは教育委員には教えてくれますか。

○横山センター所長

大丈夫です。委員の先生方のアカウントもございますので。

○中島委員

鳥取の企業情報掲載サイトは8頁にあるように、これぐらい企業が出ているということですか。

○横山所長

そうですね。小中学校課と連携したふるさと企業読本に載っているものです。今 203 社。

○中島委員

これは希望があれば、増やしていけるもの。

○横山所長

そうです。

○中島委員

企業の活用方法で、フローチャートみたいながあると。

○横山所長

もともと総合学習なんかで、企業や社会と繋がりたいときのマッチングなんかもやりたいというのがございますので、よりやりやすくなる。

○鱸委員

いろんなテーマがあって、こういう仕事とか、子どもが選ぶのに、選びやすいような分類が、パッと入ってくるので、そこを押したらダーッと企業名が出てくるんです。これはいいなと思って。

○中島委員

ワードが「機械いじりが好き」というのは、感覚的には小学生向けかなと思うんですけど、年齢に合わせて検索の仕方が変わるみたいなことはないんですか。

○横山所長

子どもは一本です。そこまでは。

○森委員

対象年齢が小学生が主ですか？

○横山センター所長

小学校ぐらいをイメージして。

○鱸委員

たしかに設問が子どもがわかるようになっているので。

○中島委員

アクセスしたら使ってもらえるかもしれないから、なんとか使ってもらえる工夫をしたら。

○足羽教育長

発信を工夫した方がいいな。中学2年生に「ふるさと企業読本を使ってください」と、全校に作成して配っているんですが、冊子ですからもなかなかでしたが、これが今1人1台端末になったから、みんながそれぞれ見れるというメリットがあるので、この職業体験の前には、自分がいく会社に関連するのは県内でもこれだけあるぞというふうな具体的な指導に役立ててもらえる、こんな使い方がある、こんなふうな使い方が効果的ですよというのを、ちょっと発信していく、発信の工夫をちょっとしたほうがいいのか。それが合わ

せてポータルサイトの紹介にもなって、実は地域の課題について、地域のことをよく知ろうといったら、いろんな地域情報がこれだけあるよとかいうふうにも広がっていく、一つのきっかけに職業の部分も生かしていけるかと。ぜひアクセスしてみてください。はい、ありがとうございました。

○足羽教育長

では最後になりました。報告のカ、アンケートの結果報告というのをちょっと入れておりましたが省略ということで、また後で見ていただくことで、お願いしたいと思いますので、議案14の後は、報告のエとキをすみやかにやり、先程保留にしました教育人材開発の議案5-2も、ちょっとやりますので、すみやかに進めたいと思いますので、14も簡潔にお願いします。

**【議案第14号】** 令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針（令和8年度～令和17年度）について

○井上参事監兼高等学校課長

それでは議案第14号、令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針について議決をお願いしたく、説明いたします。基本方針につきましては12月のパブリックコメントの結果をもとに、教育委員の皆様方のご意見、それから議会のほうのご意見、知事のご意向等も踏まえながら、2月の委員協議会で最終案を提示させていただいております。その後その最終案をもとに、2月26日の県議会総務教育常任委員会におきまして、案を公表させていただいております、既に新聞報道等にもその案が出ております。その後、本日議決をお願いしたくて出させていたいただいているところでございます。

2月に委員協議会で提案させていただきました案から、若干の修正は加えさせていただいておりますが、基本的な考え方の修正はございません。ペーパー1枚両面もので、基本方針の概要として、「めざす新しい姿」ということから方針の1・2・3をお示しした上で、2頁のほうに3番の「新しい姿の高校づくりに当たって」ということで、今後の令和8年度以降の考え方を前期と後期に分けて、このような考え方で前期につきましては学校数を維持しながら、それぞれの魅力・特色化を進めていき、学科の集約や学級減による定員の細部を進めるということ。その上で、後期におきましては、東・中・西の各地区の再編等を行うということ。それぞれにつきまして、令和7年度に実施計画、後期につきましては令和10年度に実施計画を立てるという方向でまとめさせていただいております。

別添に付けておりますのが、その基本方針の本文と概要でございます。繰り返しになりますが、内容につきましては、ここに集約させていただいたものを含め、大きな変更はございませんので議決をお願いできたらと思い、提案させていただくものでございます。以上でございます。

○足羽教育長

これも2年3年越しで、ようやくここまで来ました。具体がこれからということで、今

後のほうが大変な時期に向かっていくかなと思います。昨日も中部議連から具体的な提言等も含めていろいろいただいておりますが、具体が見えてくるにつけ、そうしたことがどんどん増えてくるだろうと思いますが、もう避けられない少子化の中で、この高校の在り方、整理改編等に踏み込んでいくという決意を持って進んでいくことが必要かなと思っております。公表もさせていただいております。これまでも何度も議論を重ねていただいておりますが、より今後の具体の計画策定に向けて、また委員さん方のご意見をしっかりといただきたいなあと思ってしておりますが、よろしいでしょうか。

○中島委員

すみません、一つだけ。芸術という文言どこかに入らないでしょうかねえ。やっぱり私、どうしても欲しくて。

○井上参事監

12頁の全日制課程の(1)普通科のところ、方向性と取組例のところ、○の三つ目、普通科改革の例として、国が示した学際的な学びや、地域社会に関する学び、また芸術・体育等創造的な活動を通じて、感性や表現を磨くための学びを選択できる教育課程を研究することで、学びの幅を広げ、すべての普通科高校が際だった形で。ここに入れさせていただきました。

○中島委員

なるほど。わかりました。ポンチ絵のほうには入らんですかねえ。

○足羽教育長

地図版の普通科のところに、そうした今いったようなのをちょっと集約したような芸術・体育、創造的な活動を入れよう。

○中島委員

ぜひ、そうしていただけると。

○足羽教育長

そのほかよろしいでしょうか。では議案第14号のほうも議決とさせていただきます。ありがとうございました。

最後に、5-2ですが、いじめ・不登校総合対策センターのほうが来ておりますので、報告のキについて簡単に説明をお願いしたいと思います。

【報告事項キ】 令和6年度に向けたいじめ対策・不登校支援について

○定常いじめ・不登校総合対策センター長

失礼します。いじめ・不登校総合対策センターの定常でございます。私のほうからは去る2月14日に、いじめ・不登校対策本部会議というものを開催いたしました。本県にお



けるいじめ問題でありますとか、不登校への対応、未然防止に係る対策について協議をし、その内容を踏まえて、次年度・令和6年度に向けたいじめ対策・不登校支援について整理いたしましたので、報告をさせていただきます。

資料1頁をご覧くださいでしょうか。最初にいじめ・不登校対策本部会議の内容についてでございますが、今回の会議では対策センターの中心的な事業の一つでございます学校の魅力アップ事業というのがあるんですけども、この事業において令和4年度と比較して、今年度新規不登校が極端に減少いたしました、倉吉市立西中学校の校長先生のほうに直接おいでいただいて、西中の取組内容でありますとか、成果等についてお話をさせていただきました。資料にも記載しておりますが、西中の取組は、生徒の良いところを認め、困り感をかかえている生徒の要因背景を見立て、寄り添い一人一人を大切にされた支援の充実ということを目標として、教職員が一丸となって様々な取組を行い、一人一人の生徒個々の自己肯定感でありますとか、自己有用感の向上を図っておられます。このような取組を通して、今年度新規不登校は減少したりでありますとか、教員の意識が変容し、生徒に対する声かけの内容が変化していったりしております。また、教職員がそういう状況の中で、わかる授業を日々行うようになり、学力の向上にも繋がっているという話をされました。

この報告を踏まえて、すべての児童生徒を対象にして、不登校等の未然防止に繋がる児童生徒の自己肯定感を高めるための取組をどのように進めていくのか、事務局・関係課で協議をいたしました。資料1頁(5)に主な意見を掲載しておりますが、様々な取組を行うときに、その取組をどのような思いで行っていくのかということが、その思いを我々がしっかり持って学校に発信していくことが大切であり、資料1頁の中程に記載しておりますが、令和6年度いじめ・不登校支援の取組として、すべての子どもに安心できる居場所の存在、そして自分のことをわかってくれる人の存在、最後に「わかった」「できた」といった達成感を伴う学び、これらを大切に、引き続き市町村教育委員会・事務局内関係課と連携を図っていきながら取組を進めて参ります。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

#### ○足羽教育長

一般報告ではちょっと触れませんでしたでしたが、このいじめ・不登校対策を未然防止というその前段に向けたということを私のほうからも強くいまして、その方向での着手に移っていきたいという視点で協議をしたところでございます。全国的に増えている中ではございますが、なってからどうするかというでは対処療法なくて、なるまでに何かができないかというところに、チャレンジしてみたいと思っております、この辺り市町村とも共同歩調を取りながら進めたらどうかと思っております。いかがでしょうか。

#### ○鱸委員

このあいだの福祉研究会で、米子の特別支援学校のソーシャルワーカーも言っていました。やはり起こってからでなくて、事前に知ることが大事。だから小学校に聞きに行く。「どういうお子さんでしたかね」とか、「なんか問題ありましたか」とか、そういう取組を広めていくことが、地域の輪を広げることになると思いました。スクールソーシャルワ

一カーが福祉研究会で研究発表されるのが初めてであり、その内容も素晴らしい発表でした。今いわれた事前の取組、まさにその成果というのはあると思いますね。

○足羽教育長

たまたまその発表を一緒に聞きまして、SSWのいい発信にもなりました。こんなふうな視点で関わっているんだという、いい発表だったですね。

○鱸委員

だから私は思ったのは、発表者は特別支援学校の中の問題ということに特化してお話になられた。スクールソーシャルワーカーの中での広がりがあれば、たとえば局におられるスクールソーシャルワーカーの方とかを巻き込むなど。

○定常センター長

実際に話をして、取組を通して学校の先生方がすごく気持ちが楽になって、子どもたちに関わることができるようになったということも聞きました。県立学校のSSWの連絡会がございますので、その中で情報共有はしていきたいと思います。

○足羽教育長

報告のエにつきましては、これも省略をさせていただきます。さらに、報告のクから以降は時間の関係上、資料配布とさせていただきますので、以上をもって3月の定例教育委員会を終了としたいと思います。

委員の皆さまとよい議論をさせていただいたことに改めて感謝を申しあげて、3月の定例教育委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。次回は4月24日を予定しておりますので、またご予約を確認いただきたいと思います。どうもありがとうございました。